

## 緊急事態宣言発令に伴う取引の取扱いについて

今般、政府より、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（新型コロナウイルス特措法）に基づく緊急事態宣言が発令されましたが、本所商品市場における取引につきましては、通常通り行いますので、この旨お知らせいたします。

今後とも安定的な市場運営に努めて参る所存でございますので、引き続き、よろしくお願ひ申し上げます。

以上